

# 地方自治 判例情報

要旨：伊東 健次

## 一般疾病医療費支給申請 却下処分取消等請求事件

最高裁第三小法廷 平成27年9月8日判決 平成26年（行ヒ）第406号裁判所ウェブサイト  
上告棄却

一番 大阪地方裁判所 平成25年10月24日判決 平成23年（行ウ）第103号、112号、113号  
裁判所ウェブサイト  
二番 大阪高裁 平成26年6月20日判決 平成25年（行コ）第202号  
行政敗訴 裁判所ウェブサイト

### （要旨）

被上告人らが、被爆者援護法に基づき居住国である大韓民国で受けた医療に関し、知事に対し、同法18条1項に定める一般疾病医療費の支給申請を却下した処分の取消を求める訴えについて、同法18条1項は被爆者が日本国内に居住若しくは現在地を有することを又は日本国内で医療を受けたことを

その支給要件としておらず、また、同法18条1項にいう一般疾病医療機関以外の者について日本国内で医療を行う者に限定する規定はなく、かつ、被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するために被爆者の援護について定めた被爆者援護法の趣旨からすれば、被爆者援護法18条1項の規定は、在外被爆者が日本国外で医療を受けた場合にも適用されるものと解するのが相当であり、却下処分を違法とした原審判断を是認した事例である。

### 【関連法規】

被爆者援護法第18条  
第1項

## 判決

### （主 文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

控訴費用及び上告費用は被上告

人らの負担とする。

### （理 由）

上告代理人都築政則ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、広島市に投下された原子爆弾により被爆し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）に基づき被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者ら3名につき、その居住国である大韓民国で受けた医療に関して同法18条1項に定める一般疾病医療費の支給の申請がされたところ、大阪府知事により、在外被爆者（同法1条所定の被爆者であつて日本国内に居住地及び現在地を有しないものをいう。以下同じ。）に対して同項の規定を適用することができない旨の理由でそれぞれ却下処分がされた（以下、これらを「本件各却下処分」という。）ことから、上記の被爆者又はその相続人である被上告人らが、上告人を相手に、本件各却下処分の取消し等を求める事案である。

2 (1) 被爆者援護法は、原子爆弾の放射能に起因する健康被害の特異性及び重大性に鑑み、被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するといふ目的から被爆者の援護について定めたものであつて（同法前文、最高裁昭和50年（行ツ）第98号同53年3月30日第一小法廷判決・民集32卷2号435頁参照）、日本国内に居住地又は現在地を有する者であるか否かによつて区別することなく同法による援護の対象としている。そのため、日本国内に居住地及び現在地を有していない者であつても、同法1条各号に規定する事由のいずれかに該当し被爆者健康手帳の交付を受けることによつて被爆者に該当するものとなるところ、一般疾病医療費の支給について定める同法18条1項は、その支給対象者として被爆者と規定するにとどまり、被爆者が日本国内に居住地若しくは現在地を有すること又は日本国内で医療を受けたことをその支給の要件として定めていない。また、同項は、同

法19条1項の規定により都道府県知事が指定する医療機関（以下「一般疾病医療機関」という。）以外の者から被爆者が医療を受けた場合の一般疾病医療費の支給を定めるところ、同法18条1項にいう一般疾病医療機関以外の者につき、日本国内で医療を行う者に限定する旨の規定はない。そして、在外被爆者が医療を受けるため日本に渡航することには相応の困難を伴うのが通常であると考えられるところ、在外被爆者が日本国外で医療を受けた場合に一般疾病医療費の支給を一切受けられないとすれば、被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するため被爆者の援護について定めた同法の趣旨に反することとなるものといわざるを得ない。

(2) 所論は、被爆者援護法は医療の安全を確保するための医療法等による各種の規制を前提として一般疾病医療費の支給を定めており、また、その支給の適正を確保するため、一般疾病医療機関以外の者を厚生労働大臣による医療に関する報告や診療録の提示の命令等の対象としている（被爆者援護法21条、17条3項）ところ、これらの各規制は日本国外で医療を行う者に及ばず、同法18条1項にいう一般疾病医療機関以外の者も日本国内で医療を行う者に限定されると解すべきである旨をいう。しかし、上記(1)のような同項の定めや同法の趣旨に照らせば、上記の各規制が日本国外で医療を行う者に及ばないからといって、在外被爆者が日本国外で医療を受けた場合に同項の規定の適用を除外する旨の規定がないにもかかわらず上記の解釈を採ることは、同法の趣旨に反するものであつて相当地でないものといふべきであり、所論は採用することができない。

から医療を受けたことをその支給の要件として定めているところ、被爆者の居住地又は現在地の付近に一般疾病医療機関がないため隣に所在する一般疾病医療機関以外の者から医療を受けることとなつた場合には、上記の要件が満たされるものと解され、在外被爆者が日本国外で医療を受けた場合にも、これと同様に解することができるというべきである。

(3) 以上によれば、被爆者援護法18条1項の規定は、在外被爆者が日本国外で医療を受けた場合にも適用されるものと解するのが相当である。したがつて、在外被爆者が日本国外で医療を受けた場合につき、同項所定の要件に該当するか否かについて判断することなく同項の規定を適用する余地がないことを理由としてされた本件各却下処分は、違法である。

3 以上のとおりであるから、本件各却下処分が違法であるとして被上告人らの同処分の取消請求を認容すべきものとした原審の判断は、是認することができる。論

旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見  
で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡部喜代子

裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋

正春 裁判官 木内道祥 裁判官

山崎敏充)

●第39号(2014年12月発売) 定価(本体1,143円+税)

・特集 新・行政不服審査制度と自治体

行政不服審査法関連三法のポイント

行政不服審査制度の改正による自治体実務への影響

インタビュー・行政不服審査制度の大改正—第三者機関の可能性—

岐阜県多治見市 是正請求手続条例～審理員制度と第三者機関～

神奈川県大和市 『教示』って何ですか?!～全庁で教示文を再点検～

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

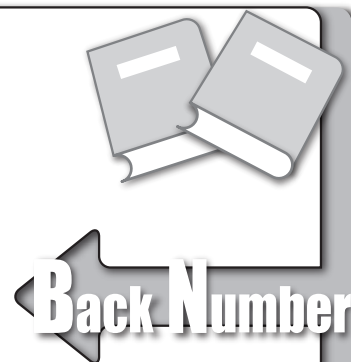
岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例

あついぞ! 熊谷お祭り条例

・トピックス

介護保険法改正のポイント

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい

フリーコール(通話料無料)  
受付時間: 月～金 9時から17時

TEL: 0120-953-431  
FAX: 0120-953-495

Web  
サイト

URL: <http://gyosei.jp>